

資料 3

看護職員等の人員配置標準に対する  
経過措置の取扱いについて

## 看護職員等の人員配置標準に対する経過措置の取扱いについて

### ◎ 医療提供体制に関する意見中間まとめ(平成17年8月1日社会保障審議会医療部会)(抜粋)

#### II 3. (4) 医療施設の人員及び構造に係る基準や規制等のあり方

- 平成12年の一般病床における看護職員の配置標準の見直しの際に設けられた、へき地等や200床未満の病院に対する経過措置が平成18年2月末に終了する。この経過措置の取扱いについては、標準数を満たす看護職員を確保するために必要な期間として設けられているという経過措置の趣旨、へき地等における配置の実態や今後の人員配置標準のあり方の議論を踏まえて検討を行い、早急に結論を得るものとする。

### 1. 現行制度と検討の必要性

- 第4次医療法改正において一般病床における看護職員等の人員配置標準の見直しを行った際、へき地・離島等や旧「その他の病床」が200床未満の病院については、施行後5年間の経過措置が設けられているが、この経過措置は、平成18年2月末に終了する。
- 経過措置の終了に当たり、現在の人員配置の実態などを踏まえ、当該経過措置の取扱いについて検討が必要。

(経過措置が適用されている範囲)

- 一般病床における看護職員(現行制度 3:1)
  - ①へき地・離島等における病院、②従前の「その他の病床」が200床未満の病院については、4:1

- 精神病床における看護職員(現行制度 4:1)

旧医療法第21条第1項ただし書きの許可を受けていた病院については、6:1

- 感染症病床の看護職員(現行制度 3:1)

①へき地・離島等における病院、②従前の「その他の病床」が200床未満の病院については、4:1

- 結核病床の医師(現行制度 16:1)、看護職員(現行制度 4:1)、薬剤師(現行制度 70:1)

旧医療法第21条第1項ただし書きの許可を受けていた病院については、医師40:1、看護職員6:1、薬剤師150:1

※ 経過措置の対象となるべき地・離島等の対象地域(「医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第11条第2項、第12条及び第13条の規定に基づき厚生労働大臣の定める地域」(平成13年1月31日厚生労働省告示第18号))

- ・ 改正法施行の際(平成13年3月1日)、人口5万人未満の市町村であつて次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域
  - ① 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
  - ② 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地
  - ③ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村
  - ④ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域

## 2. 配置の現状について

- 平成16年度の立入調査結果に基づき、経過措置対象病院のうち、経過措置が廃止された場合に人員配置標準を満たすかどうか都道府県に調査を行ったところ、結果は以下のとおりであった。

<経過措置対象病院における看護職員等の配置状況(平成16年度立入調査結果(速報)より)> (施設数)

			計	○→○	○→×	×
一般病床を 有する病院	べき地・離島等の病院	看護職員	466	460	6	0
	旧「その他の病床」が200 床未満の病院	看護職員	4108	3844	213	51
精神特例の病院		看護職員	1024	967	54	3
感染症病床を有する病院		看護職員	44	43	1	0
結核特例の病院		医師	19	14	2	3
		看護職員	20	18	2	0
		薬剤師	18	15	1	2

注)○:適合施設、×:不適合施設、○→○:経過措置が廃止されても「適合」となる施設、○→×:経過措置が廃止されると「不適合」となる施設

### 3. 経過措置の取扱いについて(案)

- 平成16年度の立入調査結果に基づく看護職員等の配置状況によれば、経過措置の対象となっている病院のうち、5年間の期間の経過をもって経過措置が廃止されても、ほとんどの病院は引き続き人員配置標準を満たすことが可能であり、経過措置の廃止に伴い人員配置標準を満たさなくなる施設は約5%程度にとどまる。
- したがって、今回の経過措置は、当初の予定どおり平成18年2月末をもって終了させることとし、すべての病院に対して本則の配置標準を適用することとした。